

●香川県告示第174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 施行者の名称

小豆島町

2 都市計画事業の種類及び名称

内海都市計画下水道事業 植松都市下水路

3 事業施行期間

平成19年3月30日から平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

香川県小豆郡小豆島町安田字新開及び字植松の一部

(2) 使用の部分

香川県小豆郡小豆島町安田字縄手、字鴻ノ窪及び字佃の全域、小豆島町安田字新開、字井手首、字下条、字植松及び字大川の一部、小豆島町木庄字西縄手、字谷、字平見及び字山崎の一部